平成２１年（フ）第６５８号
堺市美原区平尾2648―12、住民票上の住所大阪府富田林市五軒家１丁目９番28号
破産者　増田造園こと　増田　邦治
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７６８号
堺市美原区多治井268番地
破産者　山口三千雄
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７９０号
神戸市長田区四番町４丁目　市営住宅25号棟602号、開始決定時の住所神戸市長田区四番町３丁目３番地　市住41―405号
破産者　横山　華代（旧姓丸橋）
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３１３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目９番10号、住民票上の住所兵庫県宝塚市光明町６番17号
破産者　木村　佳照
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１２１号
兵庫県宝塚市清荒神２丁目26番24号
破産者　藤原　卓夫
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１２２号
兵庫県宝塚市清荒神２丁目26番24号
破産者　藤原　敦子
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１４４号
兵庫県伊丹市千僧５丁目91番地５―107号
破産者　畑山　正美
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３５４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目52番14―111号、前住所兵庫県尼崎市大島１丁目23番13号
破産者　池田　静子
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２２号
兵庫県西宮市松原町５番７―102号
破産者　柴田　英雄
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５４号
兵庫県芦屋市大東町18番６―914号
破産者　坂口　歌織
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９２号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目３番20―655号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市七松町２―５―16　ラ・フォーレ七松102
破産者　岩本美智代（旧姓有働）
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１７号
兵庫県西宮市神園町７番24―102号
破産者　商環境計画室こと　中村　　勲
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１２２４号
熊本市武蔵ケ丘５丁目29番22号　オリンピアムサシ205号
破産者　作田　　忍
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３３５号
熊本市新土河原１丁目３番１―402号
破産者　石原　幸美（旧姓小島・工藤）
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２４１号
熊本市出仲間１丁目７番12号　チアフルハイムＢ―102
破産者　矢田　徳幸
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１０９号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐137番地３
破産者　小林　夕古
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２０年（フ）第１１０号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐137番地３
破産者　小林　國彦
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１４号
福岡県大牟田市柿園町１丁目１番地３　柿園ハイツ6021号、申立時の住所熊本県玉名郡南関町大字上坂下1446番地、1505番地１
破産者　一二三政弘
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２０年（フ）第１８０号
鹿児島県奄美市笠利町大字中金久360番地２
破産者　新納　哲雄
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部